掛川市立城東中学校いじめ防止基本方針

平成26年9月制定

1、いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与え る行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象と なった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策基本法 第2条 第1項)

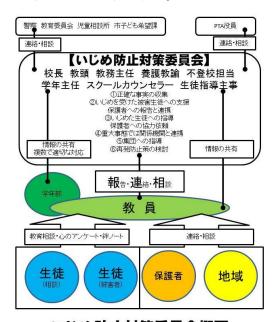
(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒でも起こり得る」という認識を持ち、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために全職員で共有する。そして全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見・早期対応に努める。

2、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内にいじめ防止対策委員会

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に対する取り組みについて、計画的、組織的に対応できるようにする。



いじめ防止対策委員会概要

3、いじめの未然防止のために

- (1) 道徳教育の充実
 - ①いじめに関する道徳授業を学年の実態にあった教材で行う。
 - ②生徒の人間関係などの状況で、気になることがでてきたときは、臨時でいじめを 考える内容の教材に変更する。

(2) 人権教育の充実

- ①人権に関する授業を行う。
- ②朝の会や帰りの会においても、人権に関わる話をするなど、生活の中から人権意 識を育てる。
- (3) 一人一人を生かし大切にした授業
 - ①授業の中で生徒一人一人が生き生きと活動する授業を行う。また、個々の意見や 考えにも耳を傾け、自己有用感が育つようにする。
 - ②授業において根拠に基づいた考えを生徒に持たせるようにし、仲間の中で意見交換できる授業環境を作り、コミュニケーション力を高めるとともに生徒同士のつながりをつくる。
- (4) 情報モラル教育の実践
 - ①年度初めに情報モラルに関する指導や授業を行い、正しい知識と判断力を育てる。
 - ②全校生徒を対象に情報モラル教室を開催し、現状における問題点や対策を学習する。
- (5) 生徒会活動の活性化
 - ①生徒会本部が中心となり、いじめのない学校について検討し、活動を行う。
 - ②行事等の機会に、学級や縦割り集団でお互いに賞賛したり、「ありがとう」を伝える時間を設け、自己存在感を高める。
- (6) 部活動を通したつながり
 - ①定期的に部長会を実施し、部員1人1人を大切にするという課題で話し合いを行う。
 - ②昼の放送で活動の様子を報告し、そのなかで部員1人1人を大切にしている活動を伝える。

4、いじめの早期発見の措置

- (1) 生徒に寄り添った学級経営
 - ①生活記録(絆ノート)の点検と返事を大切にし、小さな変化を見逃さないように する。
 - ②朝、休み時間、給食の時間を一緒に過ごすなかで、生徒の変化を見逃さない。
- (2) アンケートの実施

- ①定期的(年4回)に「心のアンケート」を実施する。アンケートで気になることがあれば、その後の「教育相談」で話をして対応する。
- ②長期休業前に「生活反省アンケート」を実施する。
- ③学校生活において、いじめの可能性がある事象がある場合は、随時アンケート等 を行う。

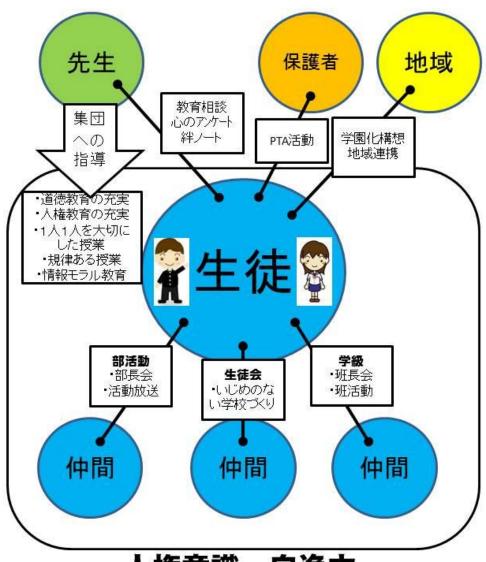
(3) 教育相談の実施

- ①定期的(年4回)に全生徒を対象とした教育相談を行う。また、必要に応じた教育相談を積極的に行う。
- ②相談者は心のアンケートの内容や生徒の希望等で担任以外に養護教諭、スクール カウンセラーなどに相談できるようにし、さまざまな悩みに対応できるようにす る。
- (4) 協職員同士のコミュニケーションを高める

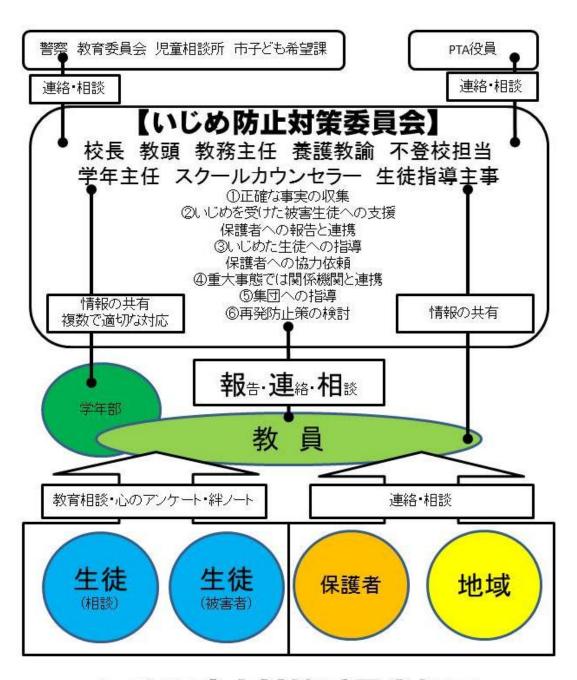
教員同士のコミュニケーションを高めつながりを深めることにより、さまざまな目 や角度で生徒の変化を見逃さないようにする。

5、重大事態の対応

- (1) 教育委員会及び関係機関へすばやく報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施するとともに、関係機関と連携を行う。
- (4) いじめを受けた生徒、保護者を支えるとともに、事実関係など必要な情報を提供する。



人権意識・自浄力 温かいたくさんのつながり



いじめ防止対策委員会概要